

産学連携利益相反セーフ・ハーバー・ルール

平成 18 年 6 月 27 日

信州大学産学連携利益相反マネジメント委員会

第 1 条 国立大学法人信州大学役職員の産学連携利益相反に関するセーフ・ハーバー・ルールは、国立大学法人信州大学産学連携利益相反マネジメント規程（平成 18 年国立大学法人信州大学規程第 83 号。以下「規程」という。）第 4 条に基づき、利益相反マネジメントの対象に該当しないものと推定する行為を予め定めることにより利益相反マネジメントを効率的に行うことを目的とする。

第 2 条 役職員が、規程第 2 条第 2 号に規定する産学連携活動を行うに当たり、その相手方となる同条第 3 号に規定する企業等が、次に掲げる企業等に該当する場合を除き、当該役職員の産学連携活動は、国立大学法人信州大学における利益相反マネジメントの対象に該当しない行為と推定する。

- 一 役職員又はその 2 親等内の親族が、公開株式の 5%以上を保有する企業等
- 二 役職員又はその 2 親等内の親族が、未公開株（ストックオプションを含む。）を保有する企業等
- 三 役職員又はその 2 親等内の親族に対して、特許等のロイヤリティの支払い（予定を含む。）がある企業等
- 四 役職員の 2 親等内の親族が取締役、執行役その他理事者である企業等

2 前項に掲げる企業等への学生の派遣は、利益相反マネジメントの対象に該当しない行為と推定する。ただし、教育目的に反する場合は、この限りでない。

附 則

このルールは、平成 18 年 7 月 20 日から施行する。